

臨時営業許可申請の手数料支払い(オンライン)方法

長崎県県央保健所 衛生環境課 食品薬務班

- 【長崎県 電子申請システム】と検索し、該当するホームページを開く
(参考)トップページ画面



- ページ内の「オンライン申請手続き」を選択し、「キーワードで探す」の枠に【臨時営業】と入力して検索

→臨時営業で2件ヒットします。

- 手数料支払いのみであれば、「食品営業許可申請(臨時営業)【支払い手続きのみ】」を選択
- 申請書提出と、支払い手続きをまとめてする場合は、「食品営業許可申請(臨時営業)」を選択

- 利用者情報をもとにログインする

※オンライン支払を初めて利用する場合は「利用者登録」をしてください。

(臨時営業のページ内から利用者登録のページにジャンプできます)

(本紙の最後にIDとパスワードを記入する枠がありますので、ご利用ください)

※GビズIDをお持ちの方は、そちらも利用できます。

裏へ ↓

4. 必要な情報を入力する。

※申請窓口;県央保健所

※件数;扱う品目の数(例;ビールと焼き鳥を扱う→2件)

※申請書込みの項目を選んだ場合は、ここで申請書データの添付が必要

※納付額(手数料)

・申請書込み;この段階では手数料は示されません。

申請内容を保健所が確認した後に納付額が通知されます。

・支払いのみ;件数 * 2000 円で自動計算されます。

5. 全て入力したら「確認する」ボタンを押し、入力内容に間違いがないか確認したら、「申込む」ボタンを押す。

6. 保健所側に申請内容が届く。保健所側で申請内容が適切であるか確認し処理した後に、支払いに関する通知メールが申請者あてに送られてくるので、通知文面に沿って進み、希望する方法で支払いをする。

(オンライン支払い;クレジットカード、コンビニ端末でのコード支払い等)

7. 支払い完了時に再度通知メールが来る。この通知が支払い証明になる。

(併せて、保健所側にも支払い完了通知が届くので、それを確認して支払い完了となる)

※オンライン申請では領収書は発行されませんので、ご注意願います。